

日本福祉大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

第1章 本則

(目的)

第1条 この規程は、日本福祉大学（以下、「本学」という。）における研究活動に係る不正行為の防止及び相談・告発が学内外から寄せられた場合の対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本学の研究活動に係る関連諸規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2)改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3)盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4)研究者等：研究活動に従事している本学の専任教員及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者。
- (5)部局：本学の各学部、大学院の各研究科及び総合研究機構に属する研究所・研究センター、事務局。

(不正行為)

第3条 本学において、研究活動に係る不正行為（以下、「不正行為」という。）とは以下に定める行為をいう。

- (1) 特定不正行為
故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、又は盗用。
- (2) 研究費の不正使用
本学の研究費並びに、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費で本学の責任において管理すべきもの（以下「研究費等」という。）を、この規程を含む本学諸規程及び関連法令等に反して使用すること。
- (3) その他
本学で定める研究倫理に関連する諸規程、及び前2号以外の研究倫理指針等に著しく背馳する行為。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究ノート・研究データ、研究費の執行に係る証憑書類や研究成果等の資料を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究者等は、「日本福祉大学研究倫理指針」のほか、関連法令、本学の諸規程等において定められた研究に関わる基準等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第5条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する最高管理責任者として、大学全体を統括する責任と権限を有する。

- 2 学長は、前項に係る基本方針を策定・周知するとともに、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずる。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者である学長を補佐し、大学全体の研究倫理の向上及び不正行為の防止に関する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究領域を担当する副学長(研究)をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき大学全体の研究倫理の向上及び不正行為の防止に関する諸施策を策定・実施し、全体を統括する。

(研究倫理教育責任者)

第7条 大学全体の研究倫理教育の実施に責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、総合研究機構長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は研究者等に対し、研究倫理に関する研修を定期的に企画・実施する。

(部局の長)

第8条 部局の長は、大学の全体方針に基づき、所管部局における研究倫理の向上及び不正の防止と、公正な研究活動の推進について、適切な措置を講じなければならない。

(不正行為防止の推進体制)

第9条 研究倫理の向上及び不正行為の防止は、総合研究支援室を所管機関とし、学内関連諸機関と連携により全学的に推進する。

- 2 総合研究支援室に研究不正防止担当者を配置する。

第2章 相談・告発の受付

(担当窓口)

第10条 研究活動に係る不正行為の防止に関わる学内外からの相談・告発を受け付けるための担当窓口を設置する。

- 2 前項の担当窓口は、研究課とする。
- 3 担当窓口は、相談・告発が郵便による場合など、当該相談・告発が無事に到着したかどうかについて相談・告発をした者が知り得ない場合には、それが匿名である場合を除き、相談・告発をした者に対して相談・告発が到着した旨を原則として通知するものとする。

(相談・告発の受理要件)

第11条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、担当窓口に対して相談・告発を行うことができる。

- 2 相談・告発は、原則として顕名により、研究に関する不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 匿名の相談・告発があった場合は、前項にかかわらず、その理由や内容に応じ、自らの氏名を明らかにして相談・告発した場合に準じて取り扱うことができる。
- 4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、これを匿名の相談・告発に準じて取り扱うことができる。

(相談の取扱い)

第12条 告発の意思を明示しない相談があったときは、担当窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

- 2 総合研究機構長及び総合研究支援室研究不正防止担当者、当該部局の長、研究事務担当者は、必要に応じて、相談者、不正の疑いをかけられた者、その他関係者に対して関連資料の提出の求めやヒアリングを行うことができる。このとき、プライバシーの保護について十分に配慮しなければならない。
- 3 前項の対応により、当該事案が解決に至った場合は、総合研究機構長は、関係する者に対して、その結果を報告する。

第3章 事案の調査

(予備調査の実施)

第13条 総合研究機構長は、当該事案が解決に至らなかった場合、副学長(研究)に報告する。

- 2 副学長(研究)は、予備調査の必要性があると認めた場合、学長に対して「予備調査委員会」の設置を要請する。
- 3 学長は、予備調査を実施するか否かを決定する。
- 4 予備調査委員会の委員長及び委員は合わせて3名以上とし、学長が総合研究機構運営委員又は総合研究支援室員より1名、本学教職員の中から2名以上を指名する。
- 5 委員の指名に際しては、公正かつ中立な調査活動が阻害されないよう十分に配慮して行うものとし、相談・告発をした者(以下、「告発者」という。)並びに不正の疑いをかけられた者(以下、「被告発者」という。)と利害関係を有する者は指名できない。
- 6 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 7 予備調査委員会は、「本調査」の証拠となり得る関係書類、研究ノート、研究データ等の研究資料を保全する措置をとることができる。
- 8 学長は、申立ての内容の重大性に鑑み必要があると判断した場合は、予備調査を省略して第18条に定める「本調査」を実施することができる。

(予備調査の方法)

第14条 予備調査委員会は、相談・告発(以下、「告発」という。)された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の「本調査」における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(「本調査」の決定等)

第15条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から速やかに、予備調査結果並びに「本調査」の必要性の有無について、学長へ報告する。

- 2 学長は、予備調査委員会の報告を踏まえ、「本調査」を実施するか否かを決定する。
- 3 学長は、「本調査」を実施することを決したときは、告発者及び被告発者に対して「本調査」を行う旨を通知し、「本調査」への協力を求める。
- 4 学長は、「本調査」を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係わる資料等を保存するものとする。
- 5 学長は、「本調査」を実施しないことを決定した場合においても、必要と認める場

合は、副学長（研究）に指示し、適切な予防措置を命じる。

- 6 学長は、本調査を実施することを決定したときは、理事長に報告する。
- 7 学長は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から30日以内に、予備調査結果並びに「本調査」の必要性の有無について、当該事案に係る関係省庁及び資金配分機関に報告するものとする。

（調査委員会の設置）

第16条 学長は、「本調査」を実施することを決定したときは、同時に調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員長及び委員は合わせて4名以上とし、うち常任理事会構成員より1名以上を選出する。
- 3 委員の選出に際しては、公正かつ中立な調査活動が阻害されないよう十分に配慮して行うものとし、告発者並びに被告発者と利害関係を有する者は任命できない。
- 4 「特定不正行為」の事案を調査する場合は、調査委員会の委員の過半数は本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 5 「公募型研究資金の不正使用」の事案を調査する場合は、調査委員会の委員のうち1名は本学に属さない第三者（公認会計士等）でなければならない。

（「本調査」の通知）

第17条 学長は、調査委員会を設置したとき、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して、調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 学長は、前項異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交替させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（「本調査」の実施）

第18条 調査委員会は、「本調査」の実施が決定され次第、速やかに調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、「本調査」を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、研究ノート、研究データ、研究費の執行に係る証憑書類や研究成果等の資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、「本調査」を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必

要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の「本調査」に誠実に協力しなければならない。

(「本調査」の対象)

第19条 「本調査」の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、「本調査」に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第20条 調査委員会は、「本調査」を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

- 3 調査委員会は、前項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(「本調査」の中間報告)

第21条 調査委員会は、「本調査」の終了前であっても、告発された事案に係る関係省庁及び資金配分機関等の求めに応じ、「本調査」の中間報告を当該事案に係る関係省庁及び資金配分機関に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第22条 調査委員会は、「本調査」に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第23条 調査委員会の「本調査」において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適切な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第18条第5項の定める保障を与えなければならない。

第4章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第24条 調査委員会は、「本調査」を開始した日から起算して120日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る当該論文等及び当該研究における役割、研究費に関わる不正使用の場合はその相当額、その他必要な事項を設定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、120日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第25条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。研究ノートや研究データ、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第26条 学長は、速やかに、調査結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を理事長に報告するとともに、当該事案に係る関係省庁及び資金配分機関に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第27条 不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期

間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、調査において新たな専門性を要する委員が必要となると認めた場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由があると認める場合に限る。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第16条第2項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。
- 8 学長は、前項の通知に加えて、不服申立てがなされたことを理事長に報告するとともに、当該事案に係る関係省庁及び資金配分機関に報告するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第28条 前条に基づく不服申立てについて、再調査の実施を決定した場合、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して30日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし30日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 学長は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知するもの

とする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、その所属機関にも通知する。

- 5 学長は、前項の通知に加えて、再調査手続の結果を理事長に報告するとともに、当該事案に係る関係省庁及び資金配分機関に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第29条 学長は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたと認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表することができる。

第5章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第30条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

- 2 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長は、当該告発に係わる事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 この規程に定める業務に携わるすべての者は、告発者、被告発者、調査協力者又は

関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第31条 学長は、通知をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属するすべての者は、通知をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第32条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動の全面的な禁止などの不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第33条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

第6章 措置及び処分

(「本調査」中における一時的措置)

第34条 学長は、「本調査」を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第35条 学長は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取り下げ等の勧告）

第36条 学長は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
（措置の解除等）

第37条 学長は、不正行為が行われなかったものと認定された場合は、「本調査」に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第38条 学長は、「本調査」の結果、不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、教学上の処分を講ずるものとする。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、その処分内容を理事長に報告するとともに、当該事案に係る関係省庁及び資金配分機関に報告するものとする。

（是正措置等）

第39条 調査委員会は、「本調査」の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、副学長（研究）並びに関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

3 学長は、不正行為と認定されなかった場合においても、必要と認める場合は、前項に準ずる措置を講ずるものとする。

4 学長は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を理事長に報告するとともに、当該事案に係る関係省庁及び資金配分機関に報告するものとする。

（関係省庁等への報告義務）

第40条 本規程に基づく「本調査」を実施する場合、次の各号で定める不正行為に該当する場合には、第15条第6項、第21条、第26条第2項、第27条第8項、第28条第5項、第38条第2項、第39条第4項の定めに従って、関係省庁や資金配分機関に対して状況報告を行うものとする。

- ①論文などの研究成果を捏造、改ざん、盗用する「特定不正行為」
- ②公的機関から配分される競争的資金を中心とする「公募型研究資金の不正使用」
(規程の所管課室)

第41条 本規程の所管課室は、研究課とする。
(規程の改廃)

第42条 本規程は、総合研究支援室会議の審議結果の進達を受けて大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 本規定は、2017年4月1日から一部改正施行する。
- 3 本規程は、2019年4月1日から一部改正施行する。
- 4 本規程は、2020年11月1日から一部改正施行する。